

感染症法に基づく「医療措置協定」締結等に関する事前調査について【案】

<経過等>

感染症法の改正により、都道府県は平時に新興感染症の対応を行う医療機関と協議を行い、感染症対応に係る医療措置協定（以下「協定」という。）を締結することとなった。協定締結に向けた協議を行うに当たり、各医療機関状況等を確認するため、事前調査を実施させていただきたい。

<調査対象>

県内全ての医療機関、薬局、訪問看護事業所を想定

<調査方法等>

電子申請システムによるオンライン調査を想定

<調査実施に当たって>

調査実施に当たり、医療機関向けの説明会等を実施を検討中
 （調査実施の背景、調査内容、県の方針、協定締結医療機関への支援等を中心にしていくことを想定）

<調査項目>

現時点で以下の項目を想定している。（国から示された項目に対し、県の考え等を記載する予定）

※調査項目等については、今後、保健所及び関係団体等とすり合わせを行うため、内容が変更となる場合がある。

<以下、現時点で想定している調査項目>

① 新型コロナ対応の実績確認

新型コロナ対応について、自宅療養者への対応（健康観察・診療検査医療機関としての対応や高齢者施設等への往診・派遣）を行いましたか？	
新型コロナ対応について、後方支援医療機関としての役割をしていたことがありますか？	
新型コロナ対応について、他の医療機関等に医療従事者の派遣協力を行ったことがありますか？	
新型コロナ対応について、個人防護具を備蓄していましたか？	

② 協定締結の意向

協定締結の意向について回答してください。	
----------------------	--

③ 病床確保

新興感染症患者の受入病床として、確保可能な病床※の見込数について、以下の区分ごとに回答してください。

※確保病床の要件として、新型コロナ重点医療機関の施設要件と同程度のものを想定しています。

※特別に配慮が必要な患者用の病床は、特別な配慮が必要・不必要の患者どちらでも対応可能な病床(兼用病床)も含みます

(単位:床)

項目	見込病床数【流行初期】 (発生公表後1週間～3ヶ月)	見込病床数【流行初期以降】 (発生公表後6ヶ月以内に開始)
中等症・軽症者用病床		
重症者用病床		
特別に配慮が必要な患者用の病床	床	床
精神疾患を有する患者		
妊産婦		
小児		
障害児者		
認知症患者		
がん患者		
透析患者		
外国人		
確保病床数(全体数)	床	床

※病床確保に当たっての通常医療への影響(特に流行初期医療確保措置期間中の連携・対応について現時点で予定があればご記入ください)等:

④ 発熱外来

発熱外来として対応可能な患者数の見込みについて回答してください。あわせて、かかりつけ医以外の受入れや小児対応が可能か回答してください。

(単位:人/日)

項目	見込数【流行初期】 (発生公表後1週間～3ヶ月)	見込数【流行初期以降】 (発生公表後6ヶ月以内に開始)
発熱外来で対応(対面診療)可能な患者数 (1日当たりの人数)		
検査(核酸検出検査)数(1日当たりの件数) ※流行初期の検査数は、必要な試薬が流通していることを想定し、発生公表1ヶ月後における可能数を記載してください。 ※民間検査機関等へ委託(外注)する検査は含みません。		
普段から自院にかかっている患者(かかりつけ患者)以外の受入可否		
小児の受入可否		

⑤ 自宅療養者への医療の提供

自宅療養者等への医療の提供が可能かどうか回答してください。

項目	見込【流行初期以降】 (発生公表後6ヶ月以内に開始)	(参考)新型コロナ対応の実績 (2022年12月時点の1日の最大対応人数)	電話・オンライン診療 の実施状況
自宅療養者等への医療の提供の可否			
うち、自宅療養者への対応			
うち、宿泊療養者への対応			
うち、高齢者施設への対応			
うち、障がい者施設への対応			
うち、その他患者への対応			

貴院で訪問看護事業所を有していますか？

⑥ 後方支援

感染症以外の患者の受入れや感染症からの回復患者の受入れ（後方支援）が可能かどうか回答してください。

項目	【流行初期以降】 (発生公表後6ヶ月以内に開始)	(参考)新型コロナ対応での実績
後方支援の対応の可否		

⑦ 人材派遣

人材派遣で対応可能な人数の見込みについて回答してください。
(派遣先は県内医療機関・高齢者施設等又は県外医療機関等を想定)

(単位:人)

項目	見込数【流行初期以降】 (発生公表後6ヶ月以内に開始)	(参考)新型コロナ対応での実績値
【感染症医療担当従事者】(感染症患者への医療担当)	人	人
医師		
うち、県外に派遣可能な人数		
看護師		
うち、県外に派遣可能な人数		
その他		
うち、県外に派遣可能な人数		
【感染症予防等業務担当従事者】(感染症予防・まん延防止等担当)	人	人
医師		
うち、県外に派遣可能な人数		
看護師		
うち、県外に派遣可能な人数		
その他		
うち、県外に派遣可能な人数		
DMAT(医師、看護師、その他)		
DPAT(医師、看護師、その他)		

その他		
派遣可能な人数（合計）	人	人
うち県外に派遣可能な人数	人	人

訓練・研修の実施	
----------	--

⑧ 個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄予定について回答してください。

項目	備蓄予定		参考回答
	〇ヶ月分	〇枚	新興感染症発生・まん延時の施設の消費量2か月分 (単位:枚)
サージカルマスク			
N95マスク			
アイソレーションガウン			
フェイスシールド			
非滅菌手袋			

※上記の「新興感染症発生・まん延時等の消費量2か月分は、施設としての使用量2か月分となります。

※N95 マスクについては、DS2マスクでの代替も可能です。

※アイソレーションガウンにはプラスチックガウンも含まれます。

※フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能です。この場合において、ゴーグルは再利用可能であり、有事におけるその医療機関での1日当たり使用量を備蓄することを推奨します。必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をを

⑨ 協定締結が困難理由

設問①で「無」と回答された場合、以下に理由を記載してください。